○個人情報保護委員会告示第 号

人情報保護団体編)(令和三年個人情報保護委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(認定個

令柜七年 月 日

個人情報采獲委員会委員長 手家 语

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン
	(認定個人情報保護団体編)	(認定個人情報保護団体編)
	目次	目次
	[略]	[同左]

[1~3 略]

4 認定個人情報保護団体の業務

「4-1・4-2 略]

4-3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関 し必要な業務(法第47条第1項第3号関係)

[略]

【対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務の事例】

[事例1)~ 事例3) 略]

事例 4 ) アジア太平洋経済協力(APEC)越境プライバシール
ール(CBPR)システム又はグローバル越境プライバシールール(CBPR)システムに基づく、事業者のAPE
Cプライバシーフレームワーク又はグローバルCBPRフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務(※1)

「1~3 略]

4 認定個人情報保護団体の業務

[4-1・4-2 同左]

4-3 その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関 し必要な業務(法第47条第1項第3号関係)

[同左]

【対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務 の事例】

[事例1)~ 事例3) 同左]

事例 4 ) <u>アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム</u>に基づく、事業者のAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリティ・エージェントに係る業務(※ 1 )

<u>.</u>

## [略]

さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、PIA(Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価)(※2)を含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。

(※1) APEC CBPRシステムは、事業者のAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APECの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた<u>国・地域</u>がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、APEC CBPRシステムの参加国である。

また、グローバルCBPRシステムは、事業者のグローバルCBPRプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた国・地域がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバルCBPRプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、グローバルCBPRシステムの参加国である。

## [同左]

さらに、対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務のほか、PIA(Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価)(※2)を含むプライバシー・バイ・デザインの実践や、個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの個人情報等の適正な取扱いの確保に関する事項についても、対象事業者に対して積極的に推奨していくことが望ましい。

(※1) APEC CBPRシステムは、事業者のAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。APECの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティ・エージェントを登録する。このアカウンタビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、APEC CBPRシステムの参加国である。

認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エー ジェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続 については、(別紙)認定個人情報保護団体の認定等 の手続「2-3-1(業務の実施の方法に関する書 類)」及び「4−2(変更の届出)」を参照のこと。

(※2) 「略]

「略〕

[5~9 略]

(別紙)認定個人情報保護団体の認定等の手続

- 1 「略]
- 2 認定の申請(法第47条第1項~第3項、政令第14条第1項・第12 認定の申請(法第47条第1項~第3項、政令第14条第1項・第 2項関係)

「略]

「2-1・2-2 略]

2-3 認定申請書添付書類

「略]

2-3-1 業務の実施の方法に関する書類

「略]

「(※1)~(※3) 略]

(※4) 認定の申請をする者が、APECプライバシーフ レームワークへの適合性を認証するアカウンタビリテ ィ・エージェントに係る業務又はグローバルCBPR フレームワークへの適合性を認証するアカウンタビリ ティ・エージェントに係る業務(以下これらを「アカ ウンタビリティ・エージェントに係る業務」とい

認定個人情報保護団体がアカウンタビリティ・エー ジェントに係る業務を併せて行おうとする場合の手続 については、(別紙)認定個人情報保護団体の認定等 の手続「2-3-1(業務の実施の方法に関する書 類)」及び「4-2(変更の届出)」を参照のこと。

(※2) [同左]

「同左〕

[5~9 同左]

(別紙)認定個人情報保護団体の認定等の手続

- 1 [同左]
- 2 項関係)

[同左]

「2-1・2-2 同左]

2-3 認定申請書添付書類

「同左〕

2-3-1 業務の実施の方法に関する書類

「同左〕

「(※1)~(※3) 略]

(※4) 認定の申請をする者が、APECプライバシーフ レームワークへの適合性を認証するアカウンタビリテ ィ・エージェントに係る業務(以下「アカウンタビリ ティ・エージェントに係る業務」という。)を併せて 行おうとする場合には、次に掲げる事項を記載した書 類を添付しなければならない。

- (i) [略]
- (ii) アカウンタビリティ・エージェントに係る業務 の運用に関する次に掲げる事項

 イ APECプライバシーフレームワーク又はグローバルCBPRフレームワークを満たす認証 枠組み、要件及び手続に係る事項 [ロ~チ 略]

[2-3-2~2-3-4 略]

[3~5 略]

[(別記様式第1号)~(別記様式第4号)略]

( i ) [同左]

(ii) アカウンタビリティ・エージェントに係る業務 の運用に関する次に掲げる事項

イ <u>APECの示すプライバシーフレームワーク</u> を満たす認証枠組、要件及び手続に係る事項

[ロ~チ 同左]

[2-3-2~2-3-4 同左]

[3~5 同左]

[(別記様式第1号)~(別記様式第4号)同左]

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

温 宝

この告示は、公布の日から施行する。

4